

日医発第896号(年税48)

平成22年12月22日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原中 勝征

平成23年度税制改正について

去る12月16日、平成23年度税制改正大綱が閣議決定されましたので、平成23年度税制改正についてご報告申し上げます。

本会は、平成22年8月、28項目にわたる税制要望事項を「医療に関する税制に対する意見」として取りまとめ、うち15項目を「医療に関する税制改正要望 重点項目」として、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望して参りました。

以来、各都道府県医師会、各郡市区医師会の強力なご支援ご協力を賜りながら、要望の実現に向けて鋭意努力を重ねて参りました。

御陰様にて、主に下記の事項が実現することとなりました。

事業税非課税措置・軽減措置につきましては、「24年度以降の検討課題」とされ、ひとまず平成23年度税制改正では継続されることとなりました。とりわけ、軽減措置につきましては、一時は「対象法人の見直しを検討中」とされ、大変緊迫した状況を迎えましたが、最終的に継続とすることができました。

これは、ひとえに、各都道府県医師会及び各郡市区医師会のご支援・ご協力の賜物であり、この場を借りて厚く御礼申し上げます。しかし、来年度も、政府税調での検討課題とされますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

詳細につきましては、別添資料をご参照お願い申し上げます。

記

一 制度の存続

- (1) ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
・ 医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
- (2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。

二 適用期限の延長等

- (1) 医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長。
- (2) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を廃止し、環境関連投資促進税制を創設。

三 制度の改善

- (1) ・ 法人税率を 30%から 25.5%へ引き下げ。
・ 中小法人等の年 800 万円以下の所得に対する軽減税率を 3 年間の措置として 18%から 15%へ引き下げ
(現行本則税率を 22%から 19%に引き下げ) 。
- (2) 公益社団法人等の寄附についての所得税額の特別控除創設。

[添付資料]

- 平成23年度 税制改正大綱(閣議決定)における要望実現項目
(平成22年12月 日本医師会)
- 平成23年度 医療に関する税制改正要望 重点項目
(平成22年8月 日本医師会)
- 平成23年度 医療に関する税制に対する意見
(平成22年8月 日本医師会)
- 平成23年度 税制改正大綱 厚生労働省関係
(平成22年12月 厚生労働省)
- 平成23年度 税制改正大綱
(平成22年12月16日 閣議決定)

平成 23 年度 税制改正大綱（閣議決定）における要望実現項目

平成 22 年 12 月
(社) 日本医師会

[重点項目 P]は、「平成 23 年度医療に関する税制改正要望 重点項目」に掲載された P 番号

一 制度の存続

- (1) ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
・ 医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
(事業税)

[重点項目 P. 2]

- ・ 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、平成 22 年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年 1 年間真摯に議論し、結論を得ます。

【税制改正大綱 114 頁 記載】

(参考) 社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得（自由診療分）の課税

個人：事業主控除（290 万円）を差引後の所得に対して標準税率（5%）による課税

法人：事業税の標準税率（地方法人特別税との合算税率（*1））

区 分	普通法人	特別法人（医療法人）（*2）
所得 400 万円以下の金額	4.887%	4.887%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.24%	6.516%
所得 800 万円超の金額	9.593%	6.516%

*1 地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

*2 特別法人：農協、消費者生活協同組合、労働金庫、医療法人、信用金庫等

- (2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。
(所得税・法人税)

[重点項目 P. 1 2]

- ・ 特例措置の存続が認められたもの。
- ・ 個人の白色申告者に記帳が義務化される（*）ことに伴い、以下の点について今後検討を行う。
 - ① 必要経費を概算で控除する租税特別措置のあり方
 - ② 正しい記帳を行わない者の必要経費の控除のあり方
 - ③ 白色申告者の記帳水準が向上した場合における現行の専従者控除について、その専従の実態等を踏まえた見直しのあり方

【税制改正大綱 111 頁 記載】

*個人の白色申告者については、現行、「確定申告を行った所得 300 万円超の白色申告者」には記帳義務・記録保存義務が課されていますが、それ以外の者についても、平成 25 年 1 月から、「確定申告を行った所得 300 万円超の白色申告者」と同程度の記帳義務・記録保存義務を課することとします。

【税制改正大綱 34-35 頁 記載】

(参考) 社会保険診療収入が 5,000 万円以下の場合の所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

二 適用期限の延長等

(1) 医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長。

(所得税・法人税)

[重点項目 P. 7]

- ・ 医療用機器等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長します(所得税についても同様とします)。
 - イ 高度・先進医療の提供に資する医療用機器に係る措置について、対象機器の範囲から心電図及び顕微鏡を除外し、特別償却率を12%(現行14%)に引き下げます。
 - ロ 医療の安全の確保に資する医療用機器に係る措置について、対象機器の範囲から、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置及び特殊寝台を除外し、特別償却率を16%(現行20%)に引き下げます。
 - ハ 新型インフルエンザ対策に資する医療用機器に係る措置(中略)を除外します。

【税制改正大綱 90 頁 記載】

(参考) 医療用機器に係る特別償却制度(現行)

(1) 医療用機器(注1)の特別償却率	
① ②以外の医療用機器	14%
② 医療の安全確保に資する医療用機器(注2)	20%
③ 新型インフルエンザに係る医療を提供する医療用機器(注3)	20%
(2) 適用対象となる取得価額	500万円以上
(3) 特別控除制度	なし

(注1)

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

(注2)

＜対象機器＞シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台(低床タイプ)、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナーズコール連動システム、調剤監査システム(散剤・水剤)

(注3)

＜対象機器＞簡易陰圧装置

**(2) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を廃止し、
環境関連投資促進税制を創設。**

(所得税・法人税)

[重点項目P. 10]

- ・エネルギー需給構造改革投資促進税制は、適用期限の到来をもって廃止することとされた。
【税制改正大綱 89 頁 記載】

・(環境投資促進税制)

青色申告書を提出する法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー起源CO₂ 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却(中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用)ができる措置を講じます。ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとします(所得税についても同様とします。)

【税制改正大綱 86 項 記載】

(参考) エネルギー需給構造改革投資促進税制(現行)

1. エネルギー需給構造改革推進設備等の投資を促進するための特別償却については初年度全額償却可又は、税額控除(7%)。ただし、税額控除の適用は中小企業者等に限定される。
2. 対象設備(抜粋)
 - (1) エネルギー有効利用付加設備等：高効率ボイラー、高度省エネルギー窓装置、高効率照

明装置など

- (2) 電気・ガス需要平準化設備：蓄熱式空調・給湯装置、深夜電力利用型蓄熱式暖房装置など
- (3) 新エネルギー利用設備等：太陽光発電設備など

三 制度の改善

- (1)・法人税率を30%から25.5%へ引き下げ。
 - ・中小法人等の年800万円以下の所得に対する軽減税率を3年間の措置として18%から15%へ引き下げ（本則税率を22%から19%に引き下げ）。
- (法人税)

[意見P. 18] (※)

- ・法人税の税率を次のとおり引き下げ、法人の平成23年4月1日以後に開始する事業年度について適用します。

	現行		改正案	
		年800万円以下		年800万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
公益法人等、協同組合等(単体)及び特定医療法人(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)
協同組合等(連結)及び特定医療法人(連結)	23%	(19%)	20%	(16%)
特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)	26%		22%	

(注1) 中小法人

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人（持分の定めのある医療法人を含む）
- ・資本又は出資を有しない普通法人（持ち分の定めのない医療法人を含む）
- ・公益社団法人等
- ・非営利性が徹底された一般社団法人等
- ・人格のない社団等

(注2) 公益法人等

- ・社会医療法人
- ・社会福祉法人
- ・学校法人
- ・宗教法人
- ・特例民法法人等

(注3) 協同組合等

- ・生活衛生協同組合
- ・消費生活協同組合等

(注4) 「現行」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されています。

(注5) 「改正案」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用します。なお、中小法人、公益法人等、協同組合等及び特定の医療法人の平成23年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として現行の租税特別措置法による税率を適用します。

【税制改正大綱 79-80 頁 記載 (一部説明追加)】

※ [意見P] は、「平成23年度医療に関する税制に対する意見」に掲載されたP番号

(2) 公益社団法人等の寄附についての所得税額の特別控除創設。

(所得税)

[重点項目P. 14]

- ・個人が、各年において支出した公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人（現行の寄附金控除（所得控除）の対象となっている法人に限ります。）のうち、次に掲げる要件を満たすもの（以下「税額控除対象法人」といいます。）に対する寄附金（総所得金額等の40%相当額を限度）で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をその者のその年分の所得税額から控除します。

イ 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト（*1）と同様の要件

ロ 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

（注1）税額控除限度額（所得税額の25%相当額）、控除対象寄附金額（総所得金額等の40%相当額）及び控除適用下限額（2,000円）は、（中略）（*2）に準じた方法で判定します。

（注2）個人が、その年分の寄附金につき、上記の税額控除の適用を受けようとするときは、当該寄附金の明細書及び次の書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととします。

- ① 当該寄附金を受領した旨、当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類
 - ② 所轄庁の当該法人が税額控除対象法人であることを証する書類の写し
- (注3) 上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用します。

***1 パブリック・サポート・テスト**

現行は、総収入に占める寄附金等の割合が5分の1以上。

なお、今回の大綱で、緩和の方向で次のような見直しをするとされている。

パブリック・サポート・テストの要件について、現行の判定方式との選択制で、絶対数により判定する方式を導入します。絶対数の具体的水準については、「各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数(※)の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上であること」とします。

※ 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として判定し、その役員である寄附者を除きます。なお、寄附者が不明な寄附金は対象外とします。

- *2 (認定NPO法人の) 税額控除限度額(所得税額の25%相当額)**は、公益社団法人等寄附金税額控除と合わせて判定します(政党等寄附金税額控除の税額控除限度額は別枠で判定します。)。控除対象寄附金額(総所得金額等の40%相当額)及び控除適用下限額(2,000円)は、現行の寄附金控除(所得控除)並びに政党等寄附金税額控除及び公益社団法人等寄附金税額控除の寄附金と合わせて判定します。

【税制改正大綱 101-102 頁 記載(一部説明追加)】

- ・なお、認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、制度導入後、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績を検証し、必要に応じて、各法人の特性を踏まえた要件等の見直しを検討します。

【税制改正大綱 23-24 頁 記載】

以上

平成 23 年度税制改正大綱 厚生労働省関係

平成 22 年 12 月



目 次

第 1	厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保	1
第 2	安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備	1
第 3	質の高い医療サービスの安定的な提供	2
第 4	良質な介護サービスの確保・障害者支援の推進	3
第 5	信頼できる年金制度に向けて	4
第 6	各種施策の推進	4

・番号の前に*印を付してある項目は主要望官庁が他省庁で、共同要望をしている項目である。

第1 厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保

① 雇用促進税制の創設〔所得税、法人税、法人住民税〕

- ・ 10%以上かつ5人（中小企業は2人）以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し、雇用増加数に応じた法人税額の税額控除制度等（1人当たり20万円）を創設する。
- ・ 新たに次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業（くるみんマーク取得企業）に対して、一定の期間内に新築・増改築した建物に係る割増償却制度を創設する。
- ・ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度を3年延長するとともに、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、適用対象を拡大する。

② 障害者を多数雇用する事業所に対する税制上の特例措置の延長〔固定資産税、不動産取得税〕

障害者を多数雇用する場合の不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

③ 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税等〕

雇用保険法の失業等給付について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

第2 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

*** ① 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税等〕**

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現するための包括的・一元的な制度（子ども・子育て新システム）に基づく給付について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

② 平成23年度以降の「子ども手当」に関する税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税等〕

平成23年度以降の「子ども手当」について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

③ 成年扶養控除・配偶者控除の見直し〔所得税、個人住民税〕【配偶者控除は検討事項】

成年者は基本的に独立して生計を立てるべきという観点から、年間所得400万円以下の場合、障害者、要介護者、高齢者、難病等による長期療養者など真に支援が必要な方を除いて、成年扶養控除を廃止する。

配偶者控除については、平成24年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討することとされた。

第3 質の高い医療サービスの安定的な提供・健康で安全な生活の確保

① 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

なお、平成 22 年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年 1 年間議論し、結論を得ることとされた。

② 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

なお、平成 22 年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年 1 年間議論し、結論を得ることとされた。

③ 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長〔所得税・法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の医療用機器を取得した場合に、取得価格の 14%の特別償却を認める特例措置の適用期限について、対象機器の範囲から心電図及び顕微鏡を除外し、償却率を 12%に引き下げた上で 2 年延長する。

④ 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税・法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の 20%の特別償却を認める特例措置について、対象機器の範囲から、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置及び特殊寝台を除外し、償却率を 16%に引き下げた上で適用期限を 2 年延長する。

* ⑤ グリーン投資減税の創設〔所得税、法人税、法人住民税、法人事業税〕

低炭素成長社会の実現等のために、病院等が CO2 排出削減に相当程度の効果が見込まれる省エネ・低炭素設備等を取得した場合、取得価額の 30%の特別償却等を認める特例措置を創設する。

* ⑥ 試験研究費の総額に関する税額控除制度の存続〔所得税、法人税〕

試験研究費総額の一定割合を納付税額から控除できる制度のうち、控除限度割合が拡充されている特例措置について、適用期限の到来をもって廃止する。なお、医薬品・医療機器関連企業等の試験研究を活性化するため、引き続き制度自体は存続するとともに、新たに法人実効税率が 5%引き下げられることとなった。

⑦ 旧老人保健制度の拠出金に係る経過措置の延長〔国民健康保険税〕

旧老人保健制度における拠出金に係る費用を国民健康保険税の標準基礎課税総額に含めて徴収することとする経過措置について、その適用期限を 3 年延長する。

⑧ 扶養控除見直し等に伴う国民健康保険税の所要の措置〔国民健康保険税〕

国民健康保険税の所得割額の算定方式を旧ただし書方式に一本化することとされた。(平成25年度分の国民健康保険税から適用。)

また、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を51万円(現行50万円)、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円(現行13万円)、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円(現行10万円)に引き上げる。

⑨ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ〔たばこ税、地方たばこ税〕【検討事項】

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく。なお、平成24年度以降の税率の引上げにあたっては、たばこの消費や税収に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断することとされた。

第4 良質な介護サービスの確保・障害者施策の総合的な推進

① 個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度の創設〔所得税、個人住民税〕

パブリック・サポート・テスト(寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上又は総収入金額に占める寄附金総額の割合が5分の1以上)及び情報公開の基準を満たした社会福祉法人に対して寄附を行った場合、寄附金について、現行の所得税における所得控除方式に加えて税額控除も選択可能とする。

また、個人住民税における寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる。

***② サービス付き高齢者住宅(仮称)供給促進税制〔所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税〕**

新たに制度化の検討がされているサービス付き高齢者住宅(仮称)について、床面積に関する要件等を見直した上で、現行の高齢者向け優良賃貸住宅に関する建設促進税制と同様の措置等を講ずる。

③ 介護保険制度の改正に伴う税制上の所要の措置〔印紙税〕

国民健康保険団体連合会が作成する新たな地域支援事業に係る費用の請求に関する審査及び支払の業務に関する文書について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置を講ずる。

④ 譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充〔所得税、法人税、個人住民税〕

障害者自立支援法に基づくサービス事業用地として土地の譲渡を行う際に、第2種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターについては、簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられるが、同じく第2種社会福祉事業でありながら、適用外となっていた障害者の通所サービスやグループホーム等についても同様の措置を講ずる。

第5 信頼できる年金制度に向けて

① 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金のうち、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについて、廃止期限後の平成24年度以降も現行の給付時等の税制優遇措置を継続する。なお、関係省庁において企業年金等へ移行していないものについて円滑な移行促進策を検討するなど、適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進める。

② 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の延長〔法人税、法人住民税〕

企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置について3年延長する。

第6 各種施策の推進

① 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設（共同冷蔵庫、研修施設、研究施設等）を設置した場合に、取得価格の8%の特別償却を認める特例措置の適用期限について償却率を6%に引き下げた上で適用期限を1年延長する。

なお、本制度の利用状況等の分析等を踏まえ、制度の在り方の見直しに向けた検討を行うこととされた。

* ② ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し〔固定資産税〕

ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価について、使用実態等を把握するとともに、できるだけ速やかに検討を行う。

③ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税〕

公害防止用の設備を取得した際に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置について、対象を中小企業がフッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機及び設備一体型のドライクリーニング機を新增設した場合に見直し、償却率を8%に引き下げた上で適用期限を1年延長する。

* ④ 産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長及び拡充〔登録免許税、不動産取得税〕

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置について、適用期限を1年延長等する。

*** ⑤ 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長〔法人税等〕**

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金について、通常の場合の損金算入限度額の 116%相当額を損金算入限度額とする特例措置を損金算入限度額の 112%相当額に引き下げた上で適用期限を 3 年延長する。

⑥ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置の存続〔所得税、印紙税、個人住民税等〕

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に係る所得税等の非課税措置及び差押禁止措置について存続する。

*** ⑦ 特定退職金共済団体である一般社団・財団法人が受け取る利子等の非課税措置の創設〔所得税、法人住民税〕**

特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した特定退職金共済団体については、所得税法上の公共法人等とみなして、従前どおり非課税とする。

*** ⑧ 住宅用家屋に係る登録免許税の軽減措置の適用期限の延長〔登録免許税〕**

住宅を新築した場合や一定の中古住宅を取得した場合等において、当該家屋の所有権の保存登記、移転登記又は抵当権設定登記に対する登録免許税の税率に係る特例措置の適用期限を 2 年延長する。

社会保障と税制の一体改革

「社会保障改革の推進について」（平成 22 年 12 月 14 日閣議決定）では、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23 年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図ることが決定された。

今後、税制調査会では、政府・与党の検討と緊密に連携しながら、早急に税制抜本改革の具体的内容について検討を行うこととされた。